

# 2023年度「アジア福祉教育財団 資金援助」募集要項

## 1. 目的

アジア福祉教育財団では、難民をはじめ外国人住民の多様な文化や価値観を尊重し、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会を実現することをめざし、難民コミュニティ団体が実施する「福祉および教育分野における問題、課題を解決する活動」、または「福祉および教育分野における日本社会への参加を促す活動」に対して資金援助を行います。これは、難民コミュニティの活動の幅を広げ、より強固な組織づくりに寄与するものです。

## 2. 援助概要

### (1) 対象団体

難民コミュニティ（難民の方々が主体となり活動する団体）

- ① 法人格のない任意の団体や新たに団体を設立した場合は、他の法人格のある団体の推薦が必要です。個人、非合法団体、反社会的団体は対象外となります。

- ② アジア福祉教育財団の広報誌、ホームページ、Facebook、You tube 等への掲載に協力できること、またアジア福祉教育財団の催し物への出演等に協力できることが条件です（公開可能な個人情報報の範囲は事前に相談させていただきます）。

### (2) 対象となる活動

- ① 各種セミナーの開催（難民等の福祉および教育分野における問題および課題を解決する活動）。他の団体・個人と協働する活動であっても差し支えありません。

例：生活（子育て・介護・医療・防災）、教育（教科学習・日本語学習）、就労の各セミナー

- ② 社会貢献活動（（難民等の福祉および教育分野における日本社会への参加を促す活動））。

ほかの団体・個人と協働する活動であっても差し支えありません。

例：地域行事・まちおこし・多文化共生イベントへの参加、教育機関等との協働

### (3) 援助項目

- ・会場費
- ・講師、通訳謝金
- ・資料代
- ・参加登録費用
- ・公共交通機関等の交通費
- ・管理費（全体の15%）

(4) 予算 300万円（1活動につき上限50万円）

### (5) スケジュール

2023年5月1日～6月30日	前期申請受付
7月中旬	審査、決定
7月下旬	援助金の支給 活動実施開始、モニタリング
8月1日～8月31日	後期申請受付
9月中旬	審査、決定
9月下旬	援助金の支給 活動実施開始、モニタリング
2024年2月末まで	実施後1か月以内に報告書の提出

### (6) 申請手続き

- ・期間 前期：5月1日～6月30日 後期：8月1日～8月31日
- ・提出書類 2023年度アジア福祉教育財団 資金援助申請書  
団体の年次報告書  
活動の予算書
- ・その他 不採択の場合、その理由等は開示いたしません

#### 4. お問い合わせ

アジア福祉教育財団 業務課 河合、吉村

[fweap-s@fweap.or.jp](mailto:fweap-s@fweap.or.jp)

03-3449-0222

以上